

2022年10月10日

認定講師 各位

NPO 法人認知症予防ネット
理事長 平田 研一
認定講師審査委員会

認定講師資格の更新について

認定講師資格の更新についてお知らせいたします。

当法人の認定講師資格認定証の有効期間は、規約（認定講師の更新制度規約：2019年5月19日施行）により交付の日から2年を超えない3月31日迄となっています。また、認定講師は、認定を受けてから2年ごとに、必要書類および更新審査料とともに更新申請書を提出し、認定講師の更新をすることになっています。

認定講師更新制度規約の施行は2019年であり、2019年以前に認定講師資格を有した方も含め2019年から2年ごとの更新となります。よって、2016年から2019年に認定講師の資格を有した15名の皆様は、2021年3月31日までに更新手続きを行っていただく事になっていましたが、コロナ禍により、更新手続きの期限を2023年3月31日迄に延期いたします。

更新を希望される方は、認定講師更新申請書および認定講師更新単位証明書（更新に必要な単位は50単位です。）に必要事項を記入の上、審査料と共に2023年3月31日までにご提出ください。

以上

<更新申請単位>

1. 全国リーダー交流研修会参加（2019年度～2022年度 各10単位）
2. 総会参加（2019年度～2022年度 各5単位）
3. リーダー養成講座主催（2019年度～2022年度・各10単位）
4. 日本認知症予防学会学術集会における発表（2019年度～2022年度・各5単位）
5. 日本認知症予防学会学術集会参加（2019年度～2022年度・各2単位）
6. 予防教室運営（2019年度～2022年度・各2単位/1教室）

（注）コロナ禍により2020～2022年度の全国リーダー交流会並びに総会については、参加したものとみなします。

<更新必要書類等>

（1）認定講師更新申請書

（2）単位証明書（全国リーダー研修・交流会及び総会参加の証明書は必要ありません。
上記更新申請単位3・4・5・6については、開催の有無を記入し、証明できるものを添付してください。）

（3）審査料：更新審査料及び認定料 5,000円

郵便振替：NPO 法人認知症予防ネット 口座番号：00900-1-223642